

精神障がい者福祉のしおり



大磯町町民福祉部福祉課

(横溝千鶴子記念障害福祉センター内)

問い合わせ

〒259-0111 大磯町国府本郷1196

電話 0463-73-4530 (直通)

FAX 0463-73-1285

メ モ

メモ



目次

相談窓口について	4
1. 神奈川県精神保健福祉センター	
2. 平塚保健福祉事務所	
3. 大磯町障害福祉センター	
障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）の交付について	5
1. 障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）（5P）	
◎ 障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）の交付により受けることができる制度（8P）	
障害者総合支援法について	12
1. 介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業（12P）	
2. 自立支援医療（精神通院医療）（14P）	
医療について	16
1. 障害者医療費助成制度	
2. 自立支援医療（精神通院医療）の利用者負担額の一部助成制度	
公的年金について	18
1. 国民年金（障害基礎年金）	
2. 厚生年金（障害厚生年金）	
手当について	19
1. 障害児福祉手当（国手当）（19P）	
2. 特別障害者手当（国手当）（20P）	
3. 特別児童扶養手当（国手当）（20P）	
4. 精神障害者入院医療費援護金（21P）	
社会復帰と自立のための制度について	22
1. デイケア	
2. 訪問看護	
3. 地域活動支援センター	
4. 就労継続支援B型（町内）	
日常生活自立支援事業について	23
1. 日常生活自立支援事業	
障害者扶養共済制度について	23
1. 障害者扶養共済制度	

就労相談機関、制度について・・・・・・・・・・・・・・・・	24
1. 就労相談機関	
関係行政機関の名簿について・・・・・・・・・・・・・・・・	24
公共施設案内について・・・・・・・・・・・・・・・・	25
1. 平塚保健福祉事務所・県合同庁舎(25P)	
2. 大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター(26P)	

相談窓口について

1. 神奈川県精神保健福祉センター 電話：045-821-8822 (代表)

「こころの電話相談」 受付電話：0120-821-606

こころの健康についてお悩みの方の相談を専用電話で受けています。

- ・相談日：月曜日～金曜日（祝日除く）
- ・時間帯：9：00～21：00（受付は 20：45まで）

「精神科救急医療情報窓口」 受付電話：045-261-7070

精神疾患の急激な発症や、症状の悪化により早急に医療を必要とする方に、当番医療機関を紹介します。

- ・受付時間 平日（夜間） 17：00～翌日8：30
 - 土曜・日曜 8：30～翌日8：30
 - 祝祭日・年末年始 8：30～21：30
- （翌日が平日の場合は、いずれも翌日8：00までの受付）

※自分を傷つけたり、他人に危害を加える恐れのある場合は、警察に110番通報してください。

2. 平塚保健福祉事務所 窓口：保健予防課
電話：32-0130

こころの悩みや病気についての相談に、ソーシャルワーカーや保健師が応じます。
専門の医師によるこころの健康相談、家族の方を対象とした精神保健家族教室を開催します。
※専門の医師、ソーシャルワーカー、保健師への相談、精神保健家族教室への参加は、事前に電話予約が必要です。

3. 大磯町障害福祉センター 窓口：大磯町福祉課障がい福祉係（障害福祉センター）
電話 73-4530

専門の相談員による相談窓口です。生活における悩みの相談、制度の問い合わせ等相談をお受けします。

※事前に電話予約が必要となります。

障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）の交付について

1. 障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）

窓口：障害福祉センター

精神に障がいのある方は、長期にわたり日常生活又は社会生活上で制限を受けています。精神障害者保健福祉手帳の制度は、一定の精神障がいの状態にあると認定された方に手帳を交付し、その方に種々のサービスを提供することにより、自立と社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的にしています。

<対象者>

精神障がいのために日常生活又は社会生活上に制限があると認められた方で、手帳の交付を希望する方が対象です。ただし、精神障がいを支給事由とする年金を受給中か、精神障がいと診断された日から6ヵ月以上経過していることが必要です。

<障害等級について>

障害等級は1級から3級に分かれています。神奈川県精神保健福祉センターにおいて、病気と障がいの程度から総合的に判定されます。障害年金証書等の写しを添付される場合、判定は省略され、障害年金の等級により障害等級が決められます。

<障害者手帳の更新について>

2年ごとに更新が必要です。手続きは、3ヵ月前からです。

県または町から更新のお知らせはありません。

※手帳の手続きは2～3ヵ月程度かかります。

『新規・更新申請』～初めて手帳を申請するとき、有効期限が近くなり更新するとき～

○精神障がい事由とする障害基礎年金を受給されていない方の場合

【新規申請の場合】

○申請に必要なもの

- 医師の診断書（※指定様式で初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの）
- 写真（縦4cm×横3cm ポラロイド不可 無帽 1年以内に撮影したもの 1枚）
- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

【更新申請の場合】

○申請に必要なもの

- 医師の診断書
- 写真（縦4cm×横3cm ポラロイド不可 無帽 1年以内に撮影したもの 1枚）
- 印鑑
- 精神障害者保健福祉手帳

【返還申請の場合】

○申請に必要なもの

- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類
- 精神障害者保健福祉手帳

○診断書で手続きをする場合

	写真	印鑑	診断書	精神障害者 保健福祉手帳	個人番号（マイ ナンバー）が確 認できる書類
新規申請	○	○	○		○
更新申請	○	○	○	○	○
等級変更申請	○	○	○	○	○
破損・紛失申請	○	○		(○)	○
住所・氏名変更申請		○		○	○
転入		○		○	○
返還		○		○	○

※（ ）内は紛失申請の場合は必要ありません。

※現在、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、次のような場合は手続きをしてください。

○精神障がい者を事由とする障害基礎年金を受給されている方の場合

【新規申請の場合】

○申請に必要なもの

- 障害基礎年金証書の写し又は直近の年金振込通知書
- 写真（縦4cm×横3cm ポラロイド不可 無帽 1年以内に撮影したもの 1枚）
- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

【更新申請の場合】

○申請に必要なもの

- 障害基礎年金証書の写し又は直近の年金振込通知書
- 写真（縦4cm×横3cm ポラロイド不可 無帽 1年以内に撮影したもの 1枚）
- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）
- 精神障害者保健福祉手帳

※年金証書（写）にて手続きを行う場合は、自立支援医療費（精神通院）との同時申請はできません

○障害者基礎年金証書又は直近の年金振込通知書で手続きをする場合

	写真	印鑑	障害基礎年金証書又は直近の年金振込通知書	精神障害者保健福祉手帳	個人番号（マイナンバー）が確認できる書類
新規申請	○	○	○		○
更新申請	○	○	○	○	○
等級変更申請	○	○	(注)	○	○
破損・紛失申請	○	○		(○)	○
住所・氏名変更申請		○		○	○
転入		○		○	○
返還		○		○	○

※（ ）内は紛失申請の場合は必要ありません。

※（注）等級変更申請をされる場合は、診断書が必要になります。

※現在、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、次のような場合は手続きをしてください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 住所を変更した時（町内転居も含む） | ・「有効期限」が近づいている時 |
| ・氏名が変わった時 | ・手帳が不要となった時（死亡も含む） |
| ・手帳を無くしたり、破損した時 | |

◎障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）の交付により受けることができる制度

1. 税金の控除

(1) 所得税、住民税の障害者控除

窓口：平塚税務署又は大磯町税務課町民税係

障がい者自身が納税者である場合、又は控除対象配偶者や扶養親族が障がい者の場合に、税額の計算の基礎となる所得から一定額が控除されます。

<対象者>

- 特別障害者控除対象者・・・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- 障害者控除対象者・・・精神障害者保健福祉手帳2級、3級をお持ちの方

(2) 相続税の障害者控除

相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。

<対象者>

- 相続により財産を取得する、障がいをお持ちの方

(3) 贈与税の非課税

信託会社と特別障害者扶養信託契約を締結した場合、信託受益権の価格のうち6,000万円までは非課税になります。

<対象者>

- 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

(4) 自動車税・自動車取得税の減免

窓口：普通自動車は平塚県税事務所

22-2711

軽自動車は大磯町税務課町民税係

61-4100

障がい者又は障がい者と生計を同一にする方が、障がい者の通院等のためにもっぱら使用する自動車に対して、1台に限り自動車税や自動車取得税が減免されます。

<対象者>

- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(5) 利子の非課税

窓口：銀行、証券会社等

元本350万円まで利子が非課税になります。

<対象者>

- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

2. 国の保健制度

(1) 後期高齢者医療制度の利用

窓口：大磯町町民課保険年金係

通常は75歳から対象になりますが、65歳から利用できます。

<対象者>

- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方

3. 町の単独の助成制度

(1) 障害者医療費助成制度

窓口：障害福祉センター

病院等で診察を受けた場合に、保険診療の医療費自己負担分について助成します。

ただし、一般保険適用外（介護保険等）の医療費は対象外です。

<対象者>

- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方

※制度の詳細は、11ページ「医療について」参照。

(2) タクシー利用基本料金助成

窓口：障害福祉センター

又は保健センター内 福祉課

重度障がい児者に対してタクシー利用基本料金を助成いたします。

<対象者>

- 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※自動車税減免を受けた方は対象となりません。

※施設に入所している方は利用できません。

※介護タクシー利用助成制度を利用している方は対象となりません。

○申請に必要なもの

- 精神障害者保健福祉手帳

- 印鑑

※利用助成券は、タクシーを1回利用するごとに1枚の使用とします。

※再発行はいたしません。

※本人以外の方、協力タクシー以外では、使用することができません。

4. 公共料金

(1) 水道料金の減免

窓口：県企業庁水道局平塚水道営業所

電話0463-22-2711

県営水道を利用している世帯は減免の対象になります。

<対象者>

- 精神障害者保健福祉手帳1級

- 精神障害者保健福祉手帳2級所持者で、身体障害者手帳3級または療育手帳B1・B2所持者
上記の対象者が在宅している世帯（入院不可）

(2) NHK放送受信料の減免

窓口：NHK かながわ西営業センター
電話 046-235-7000

NHK受信している世帯が減免の対象になります。

<対象者> (1)全額免除

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が町民
税非課税の方

(2)半額免除

精神障害者保健福祉手帳1級所持者で世帯主の方
世帯主かつ契約者が精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方

<申請に必要なもの> 放送受信料全額・半額免除申請書

※障害福祉センター又は保健センター福祉課で上記申請書に証明を受ける必要があります

(3) NTT番号案内料の免除（ふれあい案内）

窓口：NTT東日本ふれあい案内担当
電話 0120-104174

NTT104番の番号案内を利用する際、あらかじめ登録した登録番号（電話番号等）と暗証番号を
申し出ることにより無料となります。

<対象者>

●精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(4) 携帯電話使用料等の割引

窓口：各携帯電話会社

基本使用料等の割引が受けられます。

※割引内容等は携帯電話会社により異なります。

<対象者>

●精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(5) タクシー運賃の割引

窓口：各タクシー会社

タクシー運賃の割引（10%）が受けられます。

※送迎料等は割引されません。

<対象者>

●精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

5. その他

(1) 公団住宅の入居優遇

窓口：都市再生機構（UR都市機構）

一般申込を1とした場合、当選率を3倍相当または5倍相当等とします。

<対象者>

●精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方

(2) 県営住宅の入居優遇

窓口：(社) かながわ土地建物保全協会

一般申込を1とした場合、当選率を3倍相当または5倍相当等とします。

<対象者>

- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方

(3) 県営住宅家賃の減免

窓口：(社) かながわ土地建物保全協会

県営住宅入居者の家賃を減免します。

※所得制限があります。

<対象者>

- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方

障害者総合支援法について

1. 介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業

窓口：障害福祉センター

「障害者総合支援法」は障がい者や難病患者等を対象とした共通のルールとして、平成25年4月1日に施行されました。

<対象者>

精神疾患を有する方が対象となります。

なお、サービスを利用するにあたっては、障害支援区分の認定を受ける必要があります。

<サービスの種類>

- ・介護給付サービス 居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所、施設入所支援等
- ・訓練等給付サービス 就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）等
- ・地域生活支援事業 移動支援、地域活動支援センター等

<障害福祉サービス受給者証の更新について>

障害支援区分については、最長3年の期間で決定されます。

障害福祉サービス受給者証については、原則1年ごとに更新が必要です。

『新規・更新申請』

【新規申請の場合】

○申請に必要なもの

- 申請書
- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

【更新申請の場合】

○申請に必要なもの

- 申請書
- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）
- 障害福祉サービス受給者証

※利用までの流れ

サービス利用の事前手続きとして、町へ相談、申請をします。障害支援区分の認定を行った後、障害支援区分と介護する人や生活環境、本人の意向などを判断材料として、実際に利用するサービスの内容や量などを記載したサービス等利用計画案を作成し、支給決定します。支給決定を受けられた方には、「障害福祉サービス受給者証」を発行します。

『変更・(氏名、住所、通院医療機関、保険の種類)』

○申請に必要なもの

- 変更届
- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）
- 障害福祉サービス受給者証

『再発行』

○申請に必要なもの

- 再発行届
- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

2. 自立支援医療（精神通院医療）

窓口：障害福祉センター

保健センター内 福祉課

精神通院（外来診療）される方がこの制度を利用することで、保険適用分の医療費自己負担額が原則1割の負担で受診できます。ただし世帯の所得状況により、1ヵ月の医療費の自己負担額に対して負担上限額が定められます。

自立支援医療の申請は、町が受付をし、神奈川県精神保健福祉センターで審査を行い、承認されると、新たに自立支援医療受給者証が発行されます。

<対象者>

精神疾患を理由として、通院による精神医療を継続的に必要とされる方が対象となります。

『新規・更新申請』

【新規申請の場合】

- 申請に必要なもの
 - 診断書（※指定様式によるもの）
 - 保険証のコピー
 - 世帯全員の課税証明書（転入の方のみ）
 - 印鑑
 - 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

【更新申請の場合】

- 申請に必要なもの
 - 診断書（※指定様式によるもの）2年に1度必要になります。
 - 保険証のコピー
 - 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）
 - 自立支援受給者証

『変更・（氏名、住所、通院医療機関、保険の種類）』

- 申請に必要なもの
 - 印鑑
 - 保険証（保険証が変更になった場合のみ）
 - 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）
 - 自立支援受給者証

『再発行』

- 申請に必要なもの
 - 印鑑
 - 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

	印鑑	保険証	診断書	自立支援 受給者証	個人番号（マイ ナンバー）が確 認できる書類
新規申請	○	○	○		○
更新申請	○	○	【○】	○	○
再認定申請	○	○	○	○	○
破損・紛失申請	○			(○)	○
医療機関変更申請	○			○	○
保険証変更申請	○	○		○	○
住所・氏名変更申請	○			○	○
転入	○	○		○	○

※他市町村から転入された方は、事前に障害福祉センターまでご連絡ください。

※（ ）内は紛失申請の場合は必要ありません。

※【 】は2年に1度必要になります。

※現在、自立支援受給者証をお持ちの方で、次の場合に手続きをしてください。

- ・「有効期間」が近づいてるとき
- ・他の市町村から転入してきたとき
- ・保険証又は医療機関を変えたとき
- ・氏名を変えたとき
- ・町内で住所を変更したとき
- ・自立支援受給者証をなくしたり、破損したとき

※1年ごとの更新が必要です。継続申請は、有効期間の終了する日のおおむね3か月前からできます。途中で通院先を変更する場合には変更届の提出が必要です。

※精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者が自立支援医療を受けた場合に生じる1割の自己負担分については、障害者医療費助成制度により全額助成されます。この場合は「医療費を支払った時の助成申請」の方法より手続きを行ってください。

なお、精神科への通院及びそれに伴う調剤については、必ず自立支援医療制度を先に利用してください。

医療について

1. 障害者医療費助成制度

窓口：障害福祉センター

病院等で診察を受けた場合に、保険診療の医療費自己負担分について助成します。

ただし、一般保険適用外（介護保険等）の医療費は対象外です。

○対象者：精神障害者保健福祉手帳1級・2級いずれかの所持者

※上記の対象者であっても、次の要件に該当する方は制度対象外となります。

・65歳以上になってから新たに障害者の認定を受けた方

・本人の所得が下記の表を超える方

扶養親族の数	本人の所得額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円

※以下、扶養親族が1人増すごとに38万円加算

○助成方法：対象者には「大磯町医療費助成証（以下医療証という。）」が交付されます。

医療機関の会計窓口健康保険証と一緒に医療証をご提出いただきますと、助成対象となる自己負担額を支払う必要がなくなります。

ただし、一部取り扱っていない医療機関（県外医療機関等）もあります。これらの医療機関で医療費をお支払いされた場合には後記の手続きにより後日指定の金融機関に振込します。（有効期間は、領収日より1年以内とします。）

※精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方は、自立支援医療を受けた場合に生じる1割の自己負担分については、この医療費助成制度により全額助成されます。この場合は、一旦医療機関窓口で1割を支払い「医療費を支払った時の助成申請」により後日指定の金融機関に振込みします。

なお、精神科への通院及びそれに伴う調剤については、必ず自立支援医療制度を先に利用してください。

○申請に必要なもの

- 医療機関の領収書原本（1年以内のものが有効です）
- 印鑑
- 健康保険証
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）
- 現在お持ちの手帳
- 振込先がわかるもの

2. 自立支援医療（精神通院医療）の利用者負担額の一部助成制度

自立支援医療（精神通院医療）制度を利用している方で、「精神障害者保健福祉手帳3級」の手帳を所持している方の利用者負担額の一部を助成します。

<対象者>

精神障害者保健福祉手帳3級をお持ちの方で自立支援医療（精神通院医療）制度を利用している方

○自立支援医療（精神通院医療）制度利用者負担額10%のうち、その3%を助成します。

○申請に必要なもの

- 医療機関の領収書原本
- 印鑑
- 健康保険証
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）
- 現在お持ちの自立支援受給者証
- 振込先がわかるもの

公的年金について

1. 国民年金（障害基礎年金）

障害基礎年金窓口：大磯町町民課保険年金係

<対象者>

精神障がいにより長期の安静を必要として、就労が困難な者に対して支給されます。

<支給要件>

- (1) 障がいの原因となった病気について、初診日において、国民年金の被保険者であるとき、または、国民年金の被保険者であった方が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき。
- (2) 障がいの程度が障がい認定日(注1)において別表に定める障がい程度であること。
- (3) 保険料納付期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の2/3以上あること。

別表

等級	障がい程度
1	長期にわたる安静を必要とする病状であり、日常生活が自分だけでは全くできない場合。
2	長期にわたる安静を必要とする病状であり、日常生活に著しい不自由を来たす場合。

(注1) 障がいの原因となった疾病から1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヶ月以内に症状が固定した場合はその日をいいます。

<年金額>

障害基礎年金年間支給額（平成31年度）

2級 780,100円

2. 厚生年金（障害厚生年金）

厚生年金窓口：平塚年金事務所

電話 22-1515

厚生年金加入者は、障害基礎年金に加えて給付されます。

<支給要件>

厚生年金の被保険者である間に初診日のある傷病により、障害認定日に障がいの状態となったときに支給されます。

<支給金額>

月額報酬に応じた支給ですので、詳細は年金事務所にご相談ください。

手当について

1. 障害児福祉手当（国手当）

窓口：平塚保健福祉事務所生活福祉課

32-0130

<対象者>

日常において常時特別の介護を必要とする状態にあり、別表（1）の障がいのある20歳未満の方に支給されます。

<支給要件>

- (1) 20歳未満で、施設に入所していないこと。
- (2) 障がいを支給事由とする他の公的年金を受けていないこと。
- (3) 毎年の所得が基準以下であること。

※所得状況は申請時及び毎年7月以降、「所得状況届」を提出していただきます。所定の医師の診断書が必要です。

<手当額> 月額 14,790円（平成31年度）

別表（1）

- | |
|--|
| <p>①両目の視力の和が0.02以下のもの</p> <p>②両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも</p> <p>③両上肢の機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>④両上肢の全ての指をかくもの</p> <p>⑤両下肢の用を全く廃したもの</p> <p>⑥両大腿を2分の1以上失ったもの</p> <p>⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの</p> <p>⑧前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>⑨精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑩身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> |
|--|

2. 特別障害者手当（国手当）

窓口：平塚保健福祉事務所生活福祉課
32-0130

<対象者>

日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にあり、別表（2）の障がいがあるか、それと同程度以上の状態の方に支給されます。

<支給要件>

- (1) 20歳以上で、施設に入所していないこと
- (2) 3ヶ月以上入院していないこと
- (3) 毎年の所得が基準以下であること。

※所得状況は申請時及び毎年7月以降、「所得状況届」を提出していただきます。所定の医師の診断書が必要です。

<手当額> 月額 27,200円（平成31年度）

別表（2）

- ①目の視力の和が0.04以下のもの（矯正視力による）
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい機能障がいを有するもの
- ④両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤体幹の機能で座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
- ⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められた程度のもの

3. 特別児童扶養手当（国手当）

窓口：大磯町子育て支援課子育て支援係

<対象者>

精神障がいの状態にある20歳未満の児童を監護している父母又は父母に代わってその児童を養育している方に対して支給されます。

<支給要件>

- (1) 政令で定める程度以上の状態等にある20歳未満の児童を監護していること
- (2) 対象児童が児童福祉施設等に入所していないこと
- (3) 対象児童が障がいを事由とする公的年金を受けていないこと
- (4) 毎年の所得が基準以下であること

<手当額> 重度障がい児 1人に付き 月額 52,200円（平成31年4月1日現在）
中度障がい児 1人に付き 月額 34,770円（平成31年4月1日現在）

4. 精神障害者入院医療費援護金

窓口 神奈川県がん・疾病対策課

電話 045-210-1111

精神疾患で病院に入院している方に対し、月1万円の医療援護金が支給されます。

<対象者>

精神疾患で精神病院または一般病院の併設精神科病棟に月の初日から末日まで入院していて、医療費の自己負担が月額1万円以上の方で、世帯全員の所得税の合算額が87,000円以下であり、精神障がい者及びその主たる扶養義務者の住所が横浜市、川崎市を除く県内にある方。

《手続きに必要なもの》

申請書（病院にあります。）世帯全員の住民票・所得税証明書

※申請用紙必要事項を記入後、世帯全員の住民票と所得税の証明書を添えて県保健予防課に提出してください。

社会復帰と自立のための制度について

1. デイケア

窓口：各医療機関

精神科医療機関が治療プログラム（外来診療）の一環として実施しています。グループ活動等を通して、社会復帰することを目的にしています。医療保険、通院医療費公費負担制度を利用できます。

施設名	所在地	電話番号
富士見台病院	平塚市土屋 1645	58-0186
平塚病院	平塚市出縄 476	32-0380
サテライトクリニック明石	平塚市明石町 14 - 3	23-0262

2. 訪問看護

窓口：各施設又は障害福祉センター

看護師がお宅に訪問して、その方の病気や障がいに応じた看護を行うことです。健康状態の悪化防止や、回復に向けてお手伝いします。

施設名	所在地	電話番号
おおいそ訪問看護ステーション	大磯町大磯 971 カタノビル 3F	60-3117
訪問看護ステーション百年の杜大磯	大磯町国府本郷 88-1	73-5931
りんどうりハビリ看護ステーション	大磯町国府本郷 1198	71-4177

3. 地域活動支援センター

窓口：各施設又は障害福祉センター

精神に障がいを持つ人の地域活動支援センターは、病気の回復途上で普通の就労につくことがまだ難しい人たちの働く場等として在宅生活を支える所です。内容は、作業型、店舗型、憩い型等バラエティに富んでいます。定員は10人から20人を超えるものまで様々です。

施設名	所在地	電話番号
ジョブコーチ大磯	大磯町大磯 1713 ロイヤルテラス大磯 201	61-3030
ほっとステーション平塚	平塚市老松町 2-19-502	25-2728
フレンズ湘南	平塚市代官町 21-4 SEA平塚ビル 3F	24-0420
シグナルひらつか	平塚市錦町 16-2	24-0640
地域活動支援センター スマイル	平塚市西真土 1-7-62	55-5063
地域活動支援センター ユーミン	平塚市西真土 1-7-56	54-6619
平塚4Hの会 パステルカラー	平塚市追分 8-2 佐川ビル 2F	34-7899

4. 就労継続支援B型（町内）

窓口：各施設又は障害福祉センター

精神障がい者を主な利用者としている町内の障がい者通所施設です。

施設名	所在地	電話番号
みつばち大磯	大磯町生沢 491	72-5329

日常生活自立支援事業について

1. 日常生活自立支援事業

窓口：大磯町社会福祉協議会

電話 61-9390

<内容>

精神障がいがあり、自己の金銭管理、実印、有価証券等の管理ができない方に対しては、大磯町社会福祉協議会が本人にかわって財産管理の援助をいたします。あわせて福祉サービスの利用手続きの援助も行います。

<費用>

①金銭管理

1回あたり2,000円（所得により減免も有）

②書類預かり等

1か月あたり500円

障害者扶養共済制度について

1. 障害者扶養共済制度

窓口：障害福祉センター

<内容>

この制度は精神障がい者を扶養している方を加入者とし、毎月一定の掛金を払い込んでいただき、加入者に万が一のことがあった場合、残された障がい者の生活の安定と福祉の増進を図るため、障がい者の将来に対して年金を支給し、加入者が抱えている不安を少しでも軽くするものです。

(1) 一人の障がい者につき2口まで加入できます。

(2) 掛金は加入者の年齢によって1口月額9,300円から23,300円まであります。

※平成31年4月1日現在

(3) 年金は1口につき月額20,000円です。

<加入できる方>

将来独立自立することが困難な精神障がい者を扶養している方で次の条件を満たしている方

(1) 居住地が県内（横浜市及び川崎市を除く）

(2) 65歳未満であること

(3) 特別の疾病や障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること

就労相談機関、制度について

1. 就労相談機関 (利用は無料です)

機 関 名	所 在 地	電話番号	概 要
平塚公共職業安定所 (ハローワーク平塚)	平塚市浅間 10-22 (平塚地方合同庁舎 1・2 階)	24-8609	障がい者専用の窓口があり、職業紹介、就業指導を行っています。
神奈川県障害者就労相談センター	横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ内	045-633-6110	就労相談、就労援助、職場定着援助等 (電話予約制)
神奈川障害者職業センター	相模原市南区桜台 13-1	042-745-3131	職業相談・評価、職業準備訓練等 (電話予約制)
障がい者就労・生活支援センター サンシティ	平塚市浅間町 2-20 藤和平塚コープ 1 階	37-1622	進路・就職の相談、就労に向けての準備・指導、就労の場の開拓等

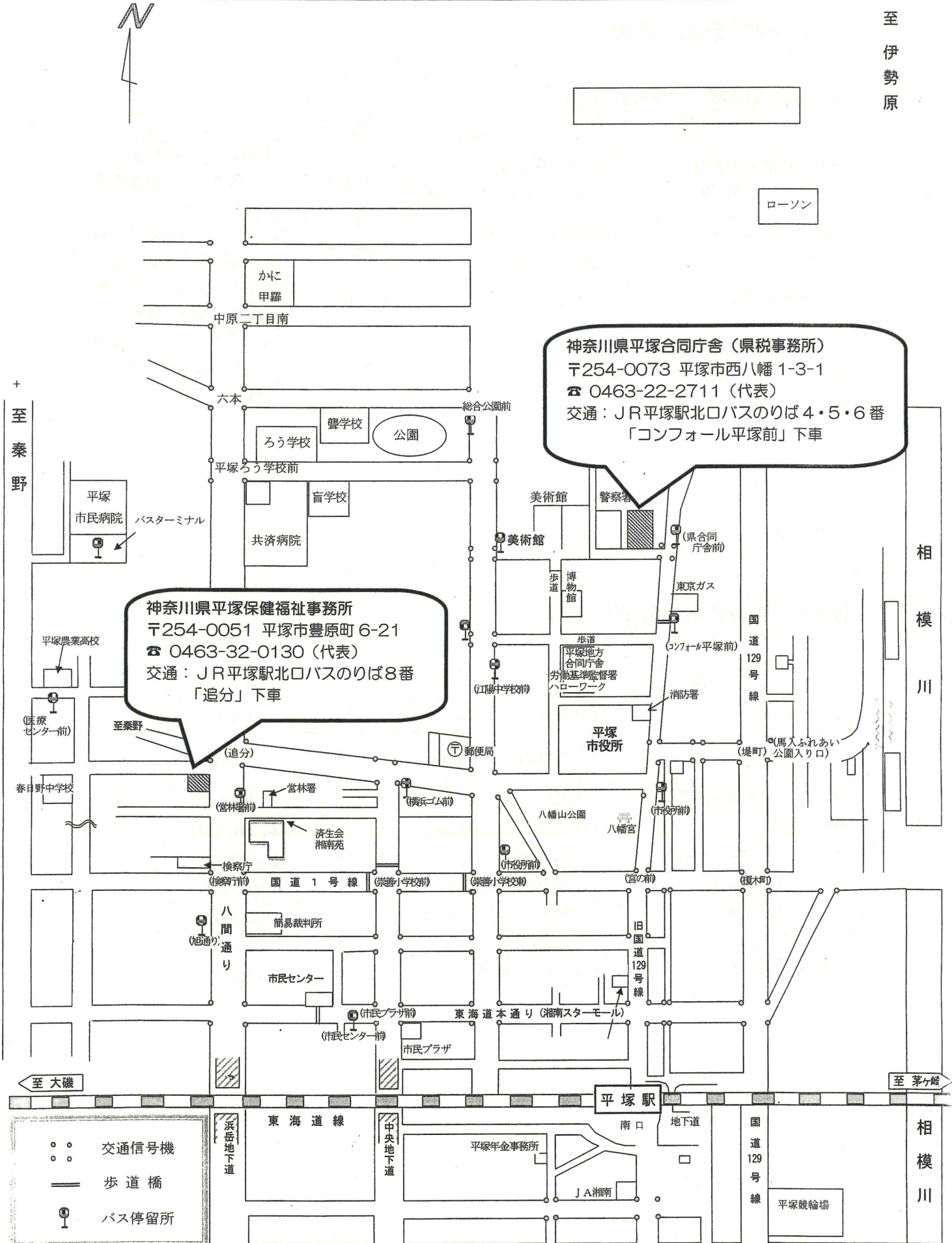
関係行政機関の名簿について

行政機関名	住 所	電 話
大磯町役場	大磯町東小磯 183	61-4100
大磯町横溝千鶴子記念 障害福祉センター	大磯町国府本郷 1196	73-4530
大磯町社会福祉協議会	大磯町大磯 1352 - 1	61-9390
神奈川県庁	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111
神奈川県精神保健福祉センター	横浜市港南区芹が谷 2 - 5 - 2	045-821-8822
平塚保健福祉事務所	平塚市豊原町 6 - 21	32-0130
平塚県税事務所	平塚市西八幡 1 - 3 - 1	22-2711
平塚税務署	平塚市松風町 2 - 30	22-1400
平塚年金保険事務所	平塚市八重咲町 8 - 2	22-1515

公共施設案内について

案内図 (平塚保健福祉事務所・県平塚合同庁舎)

至伊勢原



神奈川県平塚保健福祉事務所
 〒254-0051 平塚市豊原町 6-21
 ☎ 0463-32-0130 (代表)
 交通：JR平塚駅北口バスのりば8番
 「追分」下車

神奈川県平塚合同庁舎 (県税事務所)
 〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1
 ☎ 0463-22-2711 (代表)
 交通：JR平塚駅北口バスのりば4・5・6番
 「コンフォール平塚前」下車

ローソン

相模川

至茅ヶ崎

相模川

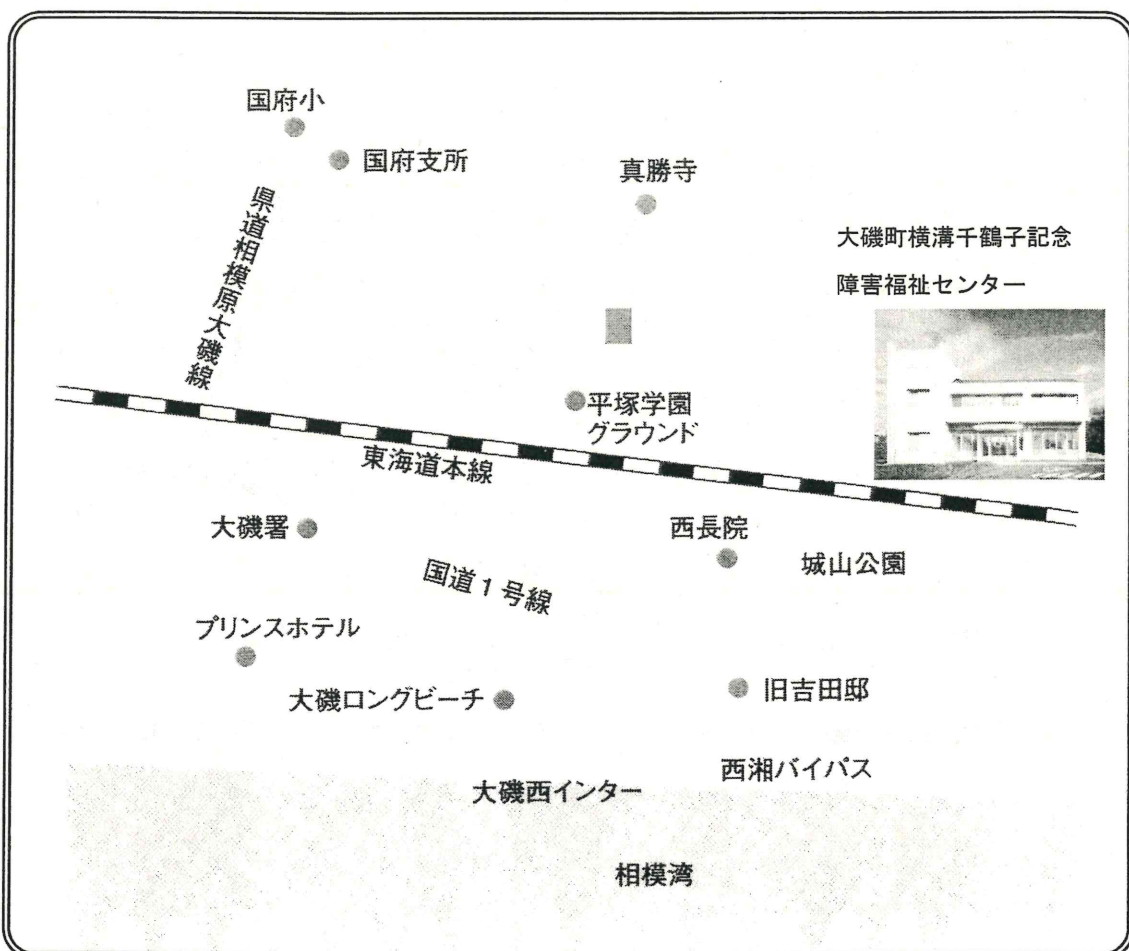
至大磯

- ⦿ 交通信号機
- 歩道橋
- 🚏 バス停留所

障がい福祉サービス等に係る 申請書等提出窓口のご案内

住 所	…	大磯町国府本郷 1 1 9 6
電話番号	…	0 4 6 3 (7 3) 4 5 3 0
ファックス	…	0 4 6 3 (7 3) 1 2 8 5
開館時間	…	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
休 館 日	…	日曜・祝日・年末年始

大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター



交通 … JR 大磯駅より神奈中バス
(系統 磯 0 1・磯 1 4 の馬場・大磯住宅経由二宮駅北口行き
「城の下」バス停下車 徒歩 3 分)

精神障がい者福祉のしおり

平成 18 年 10 月 1 日発行

平成 31 年 4 月 1 日訂正

大磯町町民福祉部福祉課